

# 大分県報

令和五年  
第三九五号  
三月二十八日

（火曜日）

## 目次

### 告示

土地改良区の定款変更認可……………一  
道路区域の変更……………一  
公営住宅等の管理代行（三件）……………一

### ○告示

#### 大分県告示第三百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和五年三月二十八日

大分県知事 広瀬 貞

土地改良区名	所在地	認可年月日
院内土地改良区	宇佐市	令四・六・三〇

#### 大分県告示第三百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

令和五年三月二十八日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
------------	----	---------	-------	----	----

県道色宮港木立線	佐伯市米水津大字浦代浦字石原ジャリ一〇〇八番一地从先から佐伯市大字木立字大野四八五八番一地从先まで	前	メートル 五二・八 七・七	二、四四六・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後	メートル 六五・三 九・二	二、四四六・〇 一、九〇四・〇	

大分県住宅供給公社理事長山本修司から、白杵市営住宅及び共同施設の管理の代行について、次のとおり登載依頼があった。

令和五年三月二十八日

大分県知事 広瀬 貞

### ○雑報

#### 公営住宅法

（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定により、次のとおり市営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の管理を行うので、同条第二項の規定により公告する。

令和五年三月二十八日

大分県知事 山本 修司

一 白杵市に代わって公営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称  
大分県住宅供給公社

二 白杵市に代わって管理を行う公営住宅等の名称  
白杵市営住宅条例（平成十七年白杵市条例第七十七号）別表第一に規定する公営住宅等

大分県報（告示・雑報）

一

一

三 臼杵市に代わって行う公営住宅等の管理の内容

1 法第三章の規定に基づく公営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）

2 公営住宅等の維持修繕に関する業務その他1に付随する業務

四 臼杵市に代わって公営住宅等の管理を行う期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

大分県住宅供給公社理事長山本修司から、由布市営住宅及び共同施設の管理の代行について、次のとおり登載依頼があった。

令和五年三月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定により、次のとおり市営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の管理を行うので、同条第二項の規定により公告する。

令和五年三月二十八日

大分県住宅供給公社理事長 山 本 修 司

一 由布市に代わって公営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称

大分県住宅供給公社

二 由布市に代わって管理を行う公営住宅等の名称

由布市市営住宅条例（平成十七年由布市条例第二百一号）別表第一に規定する公営住宅

等

三 由布市に代わって行う公営住宅等の管理の内容

1 法第三章の規定に基づく公営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）

2 公営住宅等の維持修繕に関する業務その他1に付随する業務

四 由布市に代わって公営住宅等の管理を行う期間

令和五年四月一日から令和九年三月三十一日まで

大分県住宅供給公社理事長山本修司から、国東市営住宅及び共同施設の管理の代行について、次のとおり登載依頼があった。

令和五年三月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定により、次のとおり市営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の管理を行うので、同条第二項の規定により公告する。

令和五年三月二十八日

大分県住宅供給公社理事長 山 本 修 司

一 国東市に代わって公営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称

大分県住宅供給公社

二 国東市に代わって管理を行う公営住宅等の名称

国東市営住宅条例（平成十八年国東市条例第二百十三号）別表第一に規定する公営住宅

三 国東市に代わって行う公営住宅等の管理の内容

1 法第三章の規定に基づく公営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）

2 公営住宅等の維持修繕に関する業務その他1に付随する業務

四 国東市に代わって公営住宅等の管理を行う期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで